### 入 札 公 告

[単体及び経常JV対象工事用(一般競争入札又は総合評価一般競争入札(事前審査方式))]

#### [ゼロ債務負担行為 活用工事]

## [余裕期間 設定工事]

#### [電子契約対象工事]

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。なお、本入札は、入札公告(共通編)を用いた建設工事の一般競争入札に係る試行要領(以下「試行要領」という。)の対象であり、入札に参加するために必要な資格等については、本入札公告に定めるもののほか、試行要領第4条の規定に基づく入札公告(共通編)によるものとする。

なお、本件は**総合評価一般競争入札(事前審査方式)による工事、ゼロ債務負担行為を活用した工事**及び **余裕期間を設定した工事及び電子契約対象工事**の入札である。入札にあたっては、本公告 $\frac{2(4)}{5}$ 、5(1)、 $\frac{5(3)}{5}$ 、8(4)に留意すること。

公告日:令和4年8月23日

茨城県知事 大井川 和彦

### 1 担当部局(問い合わせ先)

(1) 担当課・所名	茨城県土木部都	市局住宅課
(2) 住所	₹ 3 1 0 − 8 5	5 5 茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6
(3) 担当及び連絡先	庶務グループ	担当:主事 土子 大輔
		電話:029(301)4745
	住宅建設・再	担当:課長補佐 松岡 正輔 係長 佐藤 俊由紀
	開発グループ	電話:029(301)4769

### 2 対象工事の内容及び入札契約に関する主要な条件

(1) 工事番号及び工事名	04国補住建第04-11-389-0-001号 もみじが丘アパート1号棟長寿命化工事
(2)路河川名及び工事場所	ひたちなか市市毛地内
(3) 工事概要	長寿命化工事 一式 (屋上防水改修、外壁改修 他)
(4) 工期	180日
(5) 建設工事の種類(業種	建築一式工事
区分)	
(6) 予定価格	金118,690,000円 (消費税び地方消費税を含む。)
(7) 総合評価方式の適用	有り

の有無	本	工事は、施工実績等に加え、企業の新規雇用計画(実績)に関する技
	術資料を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を	
	<u>決定</u>	<del>する総合評価方式 (○○型)_</del> の工事である。
	無し	
(8) 最低制限価格	設定す	S
	設定し	<del>/21/</del>
(9) 調査基準価格	設定す	る(特に、この場合における入札・契約の諸条件については、入札公
	告(共	通編)等により確認しておくこと)
	設定し	ない
(10) 本工事の入札におけ	有り	本工事の入札は、 <del>分割発注・</del> 同一工種の工事に係る競争入札であ
る他工事落札者の参加		り、以下の順により同日に開札する。
制限及び他工事の入札		①04国補住建 第04-11-389-0-001号
における本工事落札者		もみじが丘アパート1号棟長寿命化工事
の参加制限		②04国補住建 第04-11-369-0-001号
		上田沢アパート17号棟他長寿命化工事
		先行して開札された工事の落札者は、同日に実施されるその後の
		<del>分割工事・</del> 同一工種の工事の入札に参加できない。この場合におい
		ては、既に提出された入札書は開封せず、無効として取り扱う。
	無し	
(11) その他	このエ	事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法
	律第1	0 4 号) に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等
	の実施が義務付けられた工事である。	
	特に無	<del></del>

## 3 競争参加資格

この工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである(全てを満たすこと)。

(1) 入札参加資格(いずれ	ア 建築一式工事について、令和3・4年度茨城県建設工事入札参加資格者
も満たすこと)	名簿に登載された格付けがS又は $A$ 等級であること。 $\frac{(かつ、)}{2}$
	<u>度建設工事入札参加資格者名簿に登載された (2(5)に掲げる建設工事の</u>
	<u>種類※)の(総合点数)・(経営事項評価点数)が、点以上の者で</u>
	<del>あること。</del>
	イ 建築一式工事について、令和3・4年度茨城県建設工事入札参加資格者
	名簿に登載された年間平均完成工事高が予定価格(税抜き)以上の者であ
	ること。
(2) 施工実績 (いずれも満	ア (地域名)内において、(発注者名)の発注した一件の規模が円以
たすこと)	<del>上の</del> 施工に係る部分がRC造、PC造又はS造の建築物の建築一式工事
	(新築、増築、改築又は改修に限る) のうち、平成14年4月1日から令
	和4年3月31日の期間に竣工した工事を元請として施工した実績があ
	ること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場

合のものに限る。)。ただし、改修とは屋上防水改修かつ外壁改修を含む 工事とする。

イ 茨城県が発注した一件の規模が 円以上の施工に係る部分が の 工事のうち、 年 月 日から 年 月 日から 期間に竣工した工事を元請として施工した実績があること(共同企業体の 構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る)。

(3) 配置予定技術者 (いず れも満たすこと)

ア 本工事への専任配置について

要(本工事のみの専任配置とすること。ただし、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項ただし書き又は建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第2項に該当する場合はこの限りではない。(3(3)ケ及び5(5)参照))

不要 (専任を要しない他工事との兼任を認める)

- イ 1級建築施工管理技士の資格を有する等、建築一式工事について、建設 業法第26条に規定する主任又は監理技術者になり得る者であること。
- ウ 建設業法第26条第2項に基づき監理技術者として配置される場合及 び建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者 (以下「特定監理技術者」という。)として配置される場合は、監理技術 者資格者証(建築一式工事に対応するもの)を有し、監理技術者講習を修 了している者であること。
- 工 (発注者名)の発注した (同種又は類似の工事の内容を詳細に)工事のうち、 年 月 目から 年 月 目の期間に竣工した工事を、元請の(主任(監理)技術者、特例監理技術者、建設業法第26条第3項ただし書きによる監理技術者の職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)、現場代理人、担当技術者等、詳細に)として施工した経験を有する者であること。ただし、担当技術者を施工経験の実績とする場合は、工事着工から竣工まで当該工事に従事したことがCORINSにより確認できる者のみとする。
- オ 建設業許可における営業所の専任技術者について

アにおいて専任配置が「要」とされている場合、営業所の専任技術者 である者を配置予定技術者とすることは認めない。

アにおいて専任配置が「不要」とされている場合、以下の条件をいずれも満たす営業所の専任技術者に限り、配置予定技術者とすることを認める。

- ----(ア) 本工事を落札した場合に契約を締結する営業所に属する営 -----業所の専任技術者であること。
- (イ) 本工事箇所及び属する営業所が茨城県内にあること。 なお、営業所の専任技術者が本工事の配置予定技術者として申請され た場合は、本工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所 の職務にも従事できることを申請者が証したものとみなす。

カ 建設業許可における建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号) 第7条第1項に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐す る者等(以下「経営業務の管理責任者等」という。)について

アにおいて専任配置が「要」とされている場合、経営業務の管理責任 者等である者を配置予定技術者とすることは認めない。

アにおいて専任配置が「不要」とされている場合、経営業務の管理責任者等である者であっても、配置予定技術者とすることを認める。

- キ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日 以前に3月以上の雇用関係がある者であること。ただし、アにおいて「不 要」とされている場合は、3月未満の雇用関係であっても認める。
- ク 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理 技術者補佐について

アにおいて専任配置が「要」とされている場合、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること(工期の始期日から着手日の前日までの期間については、専任での配置を要しない。)。ただし、建設業法第26条第3項ただし書き又は建設業法施行令第27条第2項に該当する場合はこの限りではない。(3(3)ケ5(5)参照)

アにおいて専任配置が「不要」とされている場合、工期の始期目から 配置できること。

- ケ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数(3名まで)の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料(様式第2号)は、すべての配置予定技術者について作成のうえ、提出するものとする—(2(7)において総合評価方式の適用が「有り」とされている場合は、配置予定技術者評価資料(技術資料における様式第4号)についても、すべての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者の評価点については各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する)。なお、落札者は、開札後から契約前までの間に1名を選択するものとする。
- コ 特例監理技術者の配置について

本工事は、特例監理技術者の配置は認めない。

本工事は、特例監理技術者の配置を認める工事である。特例監理技術者の配置を行う場合は以下の $(1)\sim(9)$ の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者(建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者)のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者(一級施工管理技士補)又は一級施工管理技士等の国家資格、学歴若しくは実務経験により監理技術者の資格を

	有する者であること。
	なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資
	格を有する業種に限られること。
	(3) 監理技術者補佐が一級施工管理技士補の場合、当該一級施工管理
	技士補に係る技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種
	目と同じであること。
	(4) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参
	加資格確認申請のあった日以前に、3月以上の雇用関係があるもの
	であること。
	(5)同一の特例監理技術者が兼務できる工事数は、本工事を含め2件
	までであること。
	(6)特例監理技術者が兼務する工事は、茨城県内の工事であること。
	(7)特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、工事現場
	の巡回、主要な工程の立ち合い等の職務を適正に遂行すること。
	(8)特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制
	であること。
	(9)監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
(4) 営業所の所在地	常陸大宮土木事務所、大子工務所、又は常陸太田、高萩工事事務所の管内に
	建設業法に基づく主たる営業所(本店)又は営業所(支店等)があること。
(5) 建設業許可	建築一式工事について、特定建設業の許可を受けていること。
(6) 経営事項審査	建築一式工事について、契約締結日において、契約締結日から1年7月以内
	の審査基準日の経営事項審査(建設業法第27条の23第1項に定めるもの
	をいう。)を受けている者であること。
(7) 対象工事の設計業務	ア 対象工事の設計業務等の受託者(以下「受託者」という。)でないこと。
等の受託者との関係(い	イ 受託者と資本又は人事面において関連がある者(※)でないこと。
ずれも満たすこと)	※ 詳細については、入札公告(共通編)による。
	設計業務等の受託者 株式会社 工房 結
(8) 共通事項	入札公告(共通編)による。

## 4 設計図書の閲覧方法

(1) 設計図書の閲覧	ア インターネットによる方法
	設計図書は、インターネット上に公開するので、次のアドレスからダウン
	ロードすること (入札情報サービス)。
	URL: http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html
(2)設計図書に関する質疑	ア 設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き電子入札シ
	ステムにより行うこと。なお、回答及び閲覧についても、電子入札システ
	ムにより行う。
	質疑を提出した場合は、必ず1(3)の庶務グループ担当宛て電話連絡を
	すること。

(電子入札システムURL: http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html) • 質疑受付期間 令和4年8月26日(金)~令和4年8月29日(月) 提出先 : 担当部局 • 回答閲覧期間 令和4年8月31日(水)~令和4年9月1日(木) いずれも9時から16時まで(正午から13時までを除く。) ※茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)第1条に 規定する県の休日(以下「休日」)を除く。 イ アによりがたい場合は、ファクシミリにより書面を提出すること。ただ し、担当部局の了解を得た場合に限り、電子メールによる提出について も可とする。回答は、書面又は電子メールにより行い、担当部局に於い て閲覧に供する。 • 質疑受付期間 令和4年8月26日(金)~令和4年8月29日(月) ・ 書面の提出先 : 担当部局に同じ。 FAX番号 029-301-4779 • 回答閲覧期間 令和4年8月31日(水)~令和4年9月1日(木) いずれも9時から16時まで(正午から13時までを除く。) ※休日を除く。 (3) 現場説明会 実施しない。

## 5 競争参加資格確認申請

この工事の入札参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書等を次により提出しなければならない。

(1) 申請方法	「競争参加資格確認資料」(様式第2号) については、電子入札システム(※)
	により申請すること。
	また、電子契約用メールアドレス確認書に、電子契約の希望の有無及び電
	子契約用のメールアドレス等を記載すること。
	※:Word形式でファイルを作成後、TIFFファイル(.tif)で提出すること。
	それ以外の資料等については、紙媒体(書留郵便)により申請を行うこと
	とするが、画像ファイル等に変換して提出できる場合(ファイル容量が
	2メガバイト以内)は、電子入札システムにより提出して差し支えない。
	ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、紙媒体(書留郵便)ではなく、
	電子メール(画像ファイル)による提出についても可とする。
	(電子入札システムURL : <u>http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html</u> )
(2) 申請期間	ア 受付開始:令和4年9月5日(月) 9時
	イ 締切 : 令和4年9月7日(水)16時(必着)

#### (3) 申請時の提出書類

- □ 2(7)において総合評価方式の適用の有無が「有り」の場合
- ア 添付の様式「競争参加資格確認資料」(様式第2号)
- イ 5-2(1)に示す技術資料(総合評価方式関連)
- ウ 競争参加資格確認資料(様式第2号)2/2面 作成要領2(1)~(3)の資料
- <u>エ 必要に応じ、(4)に係る申請書(主任(監理)技術者重複申請書)。</u> (5)に係る届出書(主任技術者の兼務届)
- オ 電子契約用メールアドレス確認書(代表構成員について作成すること。)

#### □ 2(7)において総合評価方式の適用の有無が「無し」の場合

- ア 添付の様式「競争参加資格確認資料」(様式第2号) (承認を受けたうえ紙申請とする場合は、様式第1号についても作成 のうえ、併せて申請(提出)すること。)
- イ 必要に応じ、(4)に係る申請書(主任(監理)技術者重複申請書)、 (5)に係る届出書(主任技術者の兼務届)
- ウ 電子契約用メールアドレス確認書 (代表構成員について作成すること。)

## (4) 配置予定技術者の重 複申請

同一の配置予定技術者により、本工事を含めた複数の工事において参加申請 しようとする場合には、以下により申請すること。<del>ただし、2 (10)において、 本工事の落札者が入札に参加できないとされている場合又は別の工事の落</del> <del>札者が本工事の入札に参加できないとされている場合、それら工事に対し、 本工事と同一の配置予定技術者により申請しようとするときは、この手続き を要しない。</del>

- ア この工事の配置予定技術者が、他の工事の配置予定技術者と重複する場合には、主任(監理)技術者重複申請書を提出すること((3)と併せて、申請(提出)すること)。
- イ 他の工事を落札したことにより、申請した配置予定技術者を本工事に 配置できなくなった場合には、「競争参加資格確認申請書・入札参加申 込書取下げ書」を開札日時までに提出すること(紙媒体(※)により提 出すること)。
- ウ イの提出が入札書の提出後となった場合においては、当該入札は競争 参加資格のない者が行ったものとし、無効として取り扱う。

※: 郵送による場合には書留郵便によること。なお、緊急やむを得ないと認められる場合には、担当部局に電話による連絡をし、取下

	げ書をファクシミリにより提出した上で、速やかに書面を郵送す
	ること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、 <b>書留郵便で</b>
	はなく、電子メール(画像ファイル)による提出についても可と
	する。
(5)専任を要する工事にお	3(3)において建設業法施行令第27条第2項に該当する場合とは、下記
ける配置予定技術者の兼	のすべてに該当する場合とし、兼務を認める。
務の届出書	(1) 兼務する工事のうち、いずれかが災害復旧工事であり、かつ工事現
	場が同一市町村内 (ひたちなか市 <del>(町) (村)</del> ) であること
	(2) 兼務するいずれの工事においても監理技術者ではないこと
	(3)建設業法に規定する経営業務の管理責任者等及び営業所の専任技術
	者でないこと
	(4) 本工事、兼務する工事、及び他の工事の現場代理人でないこと
	他の工事に配置されている技術者を本工事の配置予定技術者として申請
	する場合には、上記基準を満たしていることを確認のうえ、「主任技術者の
	兼務届」を提出すること((3)と併せて、紙媒体等により申請(提出)するこ
	と。)。
	なお、配置予定技術者の重複申請を実施している場合において、他の工事
	を落札したことにより、兼務が必要となった場合には、開札日時までに「主
	任技術者の兼務届」を提出すること。
(6) 共通事項	入札公告(共通編)による。

## 5-2 総合評価方式に係る技術資料

- 2 (7) において、総合評価方式の適用の有無が「有」とされている場合、5 の競争参加資格確認申請に 併せ、土本部総合評価方式試行要領に基づき、当該工事に関する施工能力等の審査及び価格以外の評価を 行うために必要な資料(以下「技術資料」という。) の提出を求める。

(1)提出を求める技術資料	ア <u>自己採点表兼評価点算定資料一覧表(様式第1号)</u>
	<u> </u>
	<u>ウ 施工実績評価資料(様式第3号)</u>
	工 配置予定技術者評価資料(様式第 4 号)
	<u>才</u> 施工計画(様式第5号)
	<u>カー企業の新規雇用実績(様式第14号)</u>
	<u>キ</u> 若手技術者の配置(様式第15号)
	<u>ク 登録基幹技能者の配置(様式第16-1号)</u>
(2) 提出方法	<u>5(1)に同じ。(5の書類と併せて提出すること。)</u>
(3) 提出期間	<del>5 (2)に同じ。</del>
(4) 提出した技術資料の	提出された技術資料の変更は認めない。
変更の可否	
(5)技術資料の評価方法等	アー評価点の算定基準は、添付の「評価項目及び評価基準」による。
	4 その他の評価方法及び落札者の決定基準については、入札公告(共通編)

	<del>1243.</del>
(6) 競争参加資格に関す	技術資料の審査結果によっては、競争参加資格を認めないことがある。
る事項	

## 6 入札手続等

(1) 入札方法	原則、電子入札システムにより入札すること。
(1) / (10)/ [4	(電子入札システムURL: http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html)
(2) オ 打 押用用	
(2) 入札期間	
at II A dark	イ 締切 : 令和4年9月14日(水) 16時(必着)
(3) 入札金額	ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
	の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある
	ときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、
	入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見
	積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記
	載すること。
	イ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることが
	できない。また、入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由とし
	て入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。
(4) 入札時の添付書類	入札の際に、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出
	を求める(入札書の提出と併せて、電子入札システム(※)により提出するこ
	と)。
	なお、該当する場合は、(5)の調査票についても郵送 (書留に限る) 等に
	より提出すること。
	※: Excel形式を使用するものとし、「提出用ファイル作成ツール」を使用し、
	TIFFファイル(.tif)に変換して提出する。
(5) 低入札価格調査に係	□ 2(9)において調査基準価格を「設定しない」とされている場合
る各調査票の事前提出	
	調査票の提出は要しない。
	□ 2 (9)において調査基準価格を「設定する」とされている場合
	ア 入札に際し、2(6)に示す予定価格(税抜)の92%(1万円未満切
	捨て) 未満に相当する額 (税抜) で入札しようとする者は、「低入札価
	格調査制度実施運営要領」第6条第1項に掲げる①から⑩の各調査表の
	提出を求める(ただし、⑬~⑯の資料の提出は任意とする。)。
	イーアの場合において、入札に際して一部でも各調査表を提出しなかった。
	者のした入札は、無効とする。
	ウーアの提出方法については、原則郵送 (書留に限る) により、(6)に示
	<del>す開札日の前日迄に1の担当部局に到着するよう送付すること。</del>
	エ 担当部局の了解を得た場合に限り、ウによらず、持参又は電子メール

	による調査票の提出についても可とする(提出期限は、ウと同日の16 時までとする)。
(6) 競争入札執行(開札) の日時(予定)	令和4年9月15日(木) 13時30分から
(7) 入札参加者の立会	電子入札のため、入札参加者の立会いは要しない。ただし、入札参加者が立 会いを希望する場合は、立ち会うことができる。
(8) 入札参加者が1者のみ	入札の執行を取り止める。
の場合	有効な入札として取り扱う。
(9) 共通事項 (落札者の決	入札公告(共通編)による。
定方法等)	

## 7 入札執行後、直ちに落札候補者が提出する資料

(1) 提出書類	□ 2(7)において総合評価方式の適用が「無」の場合
	速やかに、下記の資料をファクシミリ等で発注機関に提出すること。
	ア 競争参加資格確認資料 (様式第2号) $2/2$ 面 作成要領 $2(1)\sim(3)$
	の資料
	イ 契約締結(予定)日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査を
	受審したことを証する書面(共同企業体の場合は、全ての構成員に係る
	もの)
	□ 2 (7)において総合評価方式の適用が「有」の場合
	速やかに、下記の資料をファクシミリ等で発注機関に提出すること。
	- ・契約締結(予定)目から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査を受
	審したことを証する書面(共同企業体の場合は、全ての構成員に係るも
	<u>∅)</u>
(2) 留意事項	(1)の書類を提出しない者のした入札は無効とする。
	(1)の書類を参加申請時等に画像ファイル等に変換して提出できる場合(フ
	ァイル容量が2メガバイト以内)は、事前に電子入札システムにより提出
	して差し支えない。

## 8 その他、入札契約に関する諸条件

(1) 入札保証金	免除する。	
(2) 契約保証金	納付を要する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保	
	証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保	
	証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約	
	保証金の納付を免除する。	
(3) 前払金、中間前払金、	詳細については、入札公告(共通編)による。	
部分払い	なお、本件は「債務負担行為」による工事であるが、契約初年度の支払限度	

	額が設定されていない工事である。このため、 <b>契約初年度は、前払金、中間</b>	
	<u>前払金及び部分払金の支払請求ができないことに留意すること。</u>	
(4) 契約書	建設工事請負契約書(茨城県建設工事執行規則(昭和43年茨城県規則第6	
	9号)	
	様式第2号)により、契約書を作成するものとする。	
	なお、落札者は、契約締結までに、 <b>工期の始期日を決定し、契約締結まで</b>	
	<u>に発注者に別添様式により通知すること(低入札価格調査等により余裕期</u>	
	間内に契約締結ができない場合は不要とする。)。	
	ただし、電子契約を希望する場合は以下によるものとする。	
	(1) 契約書等の様式を、以下のアドレスからダウンロードして作成し、契約	
	書の案、契約保証金の納付を証する書類の写し又は契約保証金に代わる担	
	保の写し(保証事業会社の保証証書等)及び課税事業者届出書(又は免税	
	事業者届出書)を、落札の通知を受けた日から5日以内(土日及び休日を	
	含まない。)に担当課へ電子メールで送付すること。	
	なお、回線の不具合等により手続を完了できない場合は、速やかに担当	
	課まで申し出ること。	
	   (2) 契約締結決議終了後、担当課からの連絡があるので、落札者(契約の相	
	   手方)は電子契約サービスにより契約締結を行うこと。	
	   なお、電子契約サービスの使用方法については、以下のアドレスから手	
	順書を確認すること。	
	建設業担当ホームページメニューURL:	
	https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/	
	kennsetugyoutanntouho-mupe-jimenu.html	
(5) 議会の議決	不要	
	要 この公告に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67条)	
	   <del>なお、この場合においては、落札者となった者は本県と仮契約</del>	
	   <del>を締結することとし、仮契約の相手方が仮契約締結後県議会の議</del>	
	   <del>決までの間に競争参加資格の要件を満たさなくなったとき又は県</del>	
	   が茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停	
(6) 契約の効力	│	
(1)	とする。	
	(5)において、議会の議決が「要」とされている場合、本工事に係る工事請	
	CALL TO THE PROOF OF THE PROOF THE P	
	負契約については、地方自治法第96条第1項第5号の規定による県議会の	
	<u> </u>	

	分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資	F源化等の実施が義務付けられた	
	工事であるため、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考		
	にしたうえで入札すること。		
	イ 契約に当たり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等		
	をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用を契約書に記		
	載する必要があることから、落札者は落札決定後に発注者と協議するこ		
	خ. د.		
	特に無し		
(8)火災保険付保険の要否	要する		
	不要とする		
(9) 関連工事の随意契約	本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方と		
予定	の随意契約により締結する予定		
	有り	無し	
(10) 最低制限価格又は調	無し		
査基準価格の算定に係			
る留意事項	有り		
	<i>7</i>		
	4		
(11) 共通事項	入札公告(共通編)による。		

## 9 その他

(1) 入札公告(共通編) については、以下のアドレスに公告する。

URL : http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/menue/koukokukyoutsuuhen/

※:公告日に応じ、適用となる入札公告(共通編)が変わることに注意。

(2) 本公告文において、取り消し線[例:<del>入札公告</del>]が付された部分については、入札公告としての効力を有しないものとする。

本件責任者: 氏名 連絡先 担 当 者: 氏名 連絡先

(様式第1号) (その1) 単体用

競争参加資格確認申請書

年 月 日

殿

住 所 商号又は名称 代表者氏名

年 月 日付けで公告のありました

工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 競争参加資格確認資料 (別記様式第2号)
- 2 競争参加資格の裏付資料(入札公告において、競争参加資格確認申請に併せ提出を求めているもののみ)
- (注) この様式は、承認をうけ、紙媒体により申請書を提出する場合にのみ使用すること。

本件責任者:氏名 連絡先 担 当 者:氏名 連絡先

(様式第1号) (その2) 経常建設共同企業体用又は特定建設工事共同企業体用

競争参加資格確認申請書

年 月 日

殿

名称 (経常又は特定)建設(工事)共同企業体

住 所

代表構成員 商号又は名称

代表者氏名

住 所

構成員 商号又は名称

代表者氏名

年 月 日付けで公告のありました

工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 競争参加資格確認資料(別記様式第2号)
- 2 競争参加資格の裏付資料(入札公告において、競争参加資格確認申請に併せ提出を求めているもののみ)
- (注) この様式は、承認をうけ、紙媒体により申請書を提出する場合にのみ使用すること。

## 競争参加資格確認資料

入札希望工事名:工事場所:

商号又は名称

		<u>间 7 人</u>	<u>はわれ</u>
- (1) 対象工事に係る総合点数 建築一式工事 点			
(2) 対象	工事に係る年	間平均完成工事高建築一式工事	円
(3)	工事名		
	工事場所		
	発注者名		
	契約金額		
同種又は	工期		
類似工事	受注形態	単体・経常JV(出資比率)・特定JV(出資比率)	
施工実績	構造形式		
	規模·寸法		
	使用機材・数量		
	その他		
	特記事項		
<del>(4)</del>	工事名	契約金額	
県工事の	工事場所	工期年月	~ 年 月
施工実績			
(5)	現住所	氏名	年齢
	所属会社・萬		
技術者の		取得年・登録番号)	
資格・経		任技術者であるか (該当) 有・無	
験等		予理責任者等であるか <u></u>	(該当) 有・無
	工工事名	発注者名 発注者名	
	事工事場所		
	経工期	年 月~ 年 月 当時の役職	
	歴 工事内容		
	(I)		
	概		
( 0 ) 74.=	要		
, ,	え業法に基づく <del>)</del> の所在地	主たる営業所(本店)又は営業所(支	
(7) 更生手続き開始の申立てがなされている者又は再生手続き開始の申立てがなされ (該当)			
てい	ている者か(茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く) 有・無		
(8) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関 (該当)			いて関 (該当)
連がある者か有・無			有・無
(9) 対象工事に係る許可の種類 特・船		特・般	
(10)			

# この書類の記載責任者・連絡先

 商
 号
 :

 氏名(ふりがな):
 :

 所
 属
 :

 電
 話
 番
 号
 :

 FAX番
 号
 :

 E-mail
 1:
 1:

#### (様式第2号) (2/2 面)

作成要領(単体及び経常 J V 用)

- 1 1/2面(1)  $\sim$  (6) には、公告において明示された競争参加資格があることを示す必要最小限の事項について記載すること。 (競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは空欄で可)
- 2 入札公告に示された時期、方法により、次の(1)~(5)の書類(競争参加資格の裏付け資料)を提出する こと。ただし、競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは除く。
  - (1) 施工実績の確認に要する書類

工事実績情報システム(CORINS)に登録された当該工事の登録内容確認書(以下「登録内容確認書」と言う。)又は契約書(又はこれに準ずるもの)の写し

- \* 登録内容確認書で工事概要等の判断が困難な場合には、工事概要書及び施工図面等の写しを添付すること。
- \* 登録内容確認書は、竣工時のものに限る。((2)において同じ。)
- (2) 配置予定技術者の資格・施工経験の確認に要する書類
  - ・資格認定証明書、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了履歴の写し
  - · 登録内容確認書
- (3) 配置予定技術者との雇用関係を証する書類(健康保険被保険者証等)
  - \* 健康保険被保険者証の写しはあらかじめ被保険者記号・番号の部分にマスキングを施した状態で提出すること。
- (4) 契約締結(予定)日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査を受審したことを証する書面 (共同企業体の場合は、全ての構成員に係るもの)。
- 3 1/2面の(3)同種又は類似工事施工実績、(4)県工事の施工実績には、公告において明示した期間内に竣工したものを記載すること。
- 4 1/2面(7)以下の右欄には該当するものに○印を付すること。
- 5 この確認資料は、共同企業体の場合、すべての構成員について作成すること。
- 6 紙入札方式を承認された者を除き、この様式(1/2面)は電子ファイル(※)として提出すること。添付書類は紙媒体により郵送(書留郵便に限る。)で提出することとするが、画像ファイル等に変換して提出できる場合(ファイル容量が2メガバイト以内)は、電子入札システムにより提出して差し支えない。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、紙媒体(書留郵便)ではなく、電子メール(画像ファイル)による提出についても可とする。

なお、郵送(書留郵便)又は電子メールにより提出しようとする場合、次の内容を記載した目録(電子ファイル)をこの様式(1/2面)と併せて電子入札システムにより(%)提出すること(様式は任意とする。)。

- (1) 郵送等により送付する旨の表示
- (2) 郵送等により送付する書類の目録
- (3) 郵送等により送付する書類のページ数
- (4) 発送(送付)年月日
- ※: Word 形式でファイルを作成後、TIFF ファイル (.tif) で提出すること。

## 電子契約用メールアドレス確認書

希望する。

電子契約を

希望しない。

(※希望する方に、〇を付けてください。なお。希望する場合は、以下も記入してください。) 茨城県と立会人型電子契約サービスを利用して行う契約において、契約締結に利用するメール アドレスは、次のとおりとする。

<u>担当者名</u>		
e-mail		
<u>契約締結権限者</u>	役職	氏名
e-mail		

茨城県知事 大井川 和彦 殿

令和 年 月 日

住 所 法人名 代表取締役氏名 (個人の場合は、氏名)

### 【重要】電子契約における留意事項

- (1)発注者の承認を得て紙入札を行う場合において、電子契約を希望する場合は必ず代表取締役等契約 締結権限のある方が自署してください。
- (2)担当者と契約締結権限者のメールアドレスは原則異なるものを記載してください。
- (3) フリーメール (無料でメールアドレス (アカウント) を取得し、ブラウザ上でメールのやり取りができるサービス) で電子契約を利用できません。なお、主なフリーメールは以下のものがあります。

代表的なサービス名	ドメイン名
Yahoo!メール	@yahoo. co. jp
Gmail	@gmail.com
Outlook.com	@outlook.jp, @outlook.com, @hotmail.co.jp, @live.jp
AOL メール	@aol.jp

(4)受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の法人名、住所及び代表取締役氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者の住所及び代表取締役氏名を記載してください。